

＜鴻巣市地域防災計画改定の概要について＞

1 改定の趣旨

平成26年4月には東日本大震災の教訓を踏まえた改正災害対策基本法が全面施行され、埼玉県においても平成25年度に新たな地震被害想定を実施し、平成26年3月に県地域防災計画を改正した。

また、平成25年の越谷市や熊谷市など県内での竜巻被害の発生、平成26年2月の大雪被害の発生など従来想定されていなかった災害を経験した。

こうした状況を踏まえ、地震や風水害をはじめとした各種災害対策に対して迅速かつ的確に対応するとともに、地域の実情にあったわかりやすい地域防災計画とするため改定を行った。

2 構成について

構成では、『総則』、『共通編』、『震災対策編』、『風水害対策編』、『個別災害対策編』、『資料編』の6編構成とした。特に、共通編には新しく応援・受援計画、複合災害対策を、風水害対策編には大規模水害対策を、個別災害対策編には、竜巻対策、火山噴火降灰対策、雪害対策を加えた。

また、各編は市民の安全確保や生活の安定といった目的別の構成として組み換えを行った。

改定計画の構成	
第1編 総則	第1章 総則（被害想定・基本方針） 第2章 防災体制の強化
第2編 共通編 (各災害に共通する事項)	第1章 災害予防・被害軽減 第2章 市民の安全確保に対する備え 第3章 災害時の生活安定に対する備え 第4章 応援・受援計画 第5章 災害復旧・復興対策 第6章 複合災害対策
第3編 風水害対策編 (応急対策)	第1章 応急体制 第2章 情報の収集・伝達・広報体制 第3章 警戒段階の活動 第4章 発災時の活動 第5章 市民生活の安定確保の活動 第6章 大規模水害対策
第4編 震災対策編 (応急対策)	第1章 応急活動の体制 第2章 情報の収集・伝達 第3章 市民の生命の安全確保 第4章 市民の生活の安定 第5章 東海地震の警戒宣言に伴う措置
第5編 個別災害対策編	第1章 大規模事故災害対策(原子力発電所事故を含む) 第2章 風水害・地震以外の自然災害対策(竜巻、雪害、火山)
資料編	

3 具体的改定内容について

総則	基本的考え方	国の防災基本計画の改定内容を踏まえ、基本理念として“自助、共助、公助による減災”の考え方を加えた。
	計画の運用	平時においてマニュアルの整備を行うこと、発災時にマニュアルを活用することを加えた。
	災害履歴	平成25年度の県内の竜巻被害、大雪被害を追加した。
	防災体制の強化	県が市町村に派遣する「情報連絡員の支援」、関東地方整備局が派遣する「連絡情報員(リエゾン)の派遣」及び「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」を加えるなどの修正を行った。
	市の防災体制	災害対策本部の設置場所は、本庁新館とし、被災した場合の第1候補は、耐震改修後の本庁舎、第2候補は文化センターとしたほか、市の活動拠点を明記、災害対応に必要な電源等の確保を追加した。
共通編	災害予防・被害軽減	耐震改修促進法の改正に伴う対応、公共施設の長寿命化計画に基づく対応などを追加した。
	市民の安全確保に対する備え	避難に対する備えでは、一時集合場所や避難路を追加したほか、高層建築に対する考え方などを記載した。医療救護では、トリアージに備えた消耗品等の確保を加えた。また「避難行動要支援者」に対する事前の備えを記載した。
	災害時の生活安定に対する備え	遺体の埋火葬の備え、し尿処理に対する備え、廃棄物処理に対する備えを追加した。住宅確保に対する備えは、人材や資材の確保、協力体制の確立など事前の取り組みが必要であることから新規で追加した。
	応援・受援計画	応援を受け入れる体制と、被災地を応援する体制を新規で追加した。
	災害復旧・復興対策	生活再建支援では、埼玉県・市町村被災者安心支援制度を追加した。
風水害対策	複合災害対策	県計画を基本に、水害と地震が同時にまたは相次いで発生した場合の対応を記載した。
	応急体制	被害認定の考え方の変更があったことから認定基準を追加。応援要請先として、埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)を加えた。
	情報の収集・伝達・広報体制	注意報・警報伝達には特別警報の発表を追加、水防警報、洪水予報については、種類や発表基準を追加した。
	市民生活の安定確保の活動	借上応急仮設住宅確保の要請を加えた。
震災対策	大規模水害対策	県計画の改定に準じ、荒川・利根川のはん濫に対する対応を記載した。
	応急体制	災害時の活動における配備基準に「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」を加えた。
	市民の生命の安全確保	救急救助活動について、地震災害の特性を記載し、(同時多発的)風水害との違い、地震発生時の水防活動を独自に記載した。地震の揺れにより、延焼火災が同時に多数起きた場合には自主的な避難が重要となることを明記した。
個別災害対策	市民の生活の安定	民間建築物を含めた被災建築物の応急危険度の判定、被災度区分判定として記載した。
	○放射性物質事故及び原子力発電所事故等の災害対策	飲食物の摂取制限が改定されていることから修正した。
	○風水害・地震災害以外の自然災害	竜巻等突風災害、火山噴火降灰災害対策、雪害対策を追加した。特に雪害では、本市での農業被害があったことを踏まえて対策を記載した。